



70歳以上の人

！高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わりました

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費（高額医療費）として支給されます。70歳以上または老人保健で医療を受ける人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられました。

平成18年9月30日まで

自己負担限度額（月額）

	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
上位 所得者※1	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を 超えた場合は、その超 えた分の1%を加算 (4回目以降の場合 40,200円)
一 般	12,000円	40,200円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円



平成18年10月1日から

自己負担限度額（月額）

	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
上位 所得者※1	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を 超えた場合は、その超 えた分の1%を加算 (4回目以降の場合 44,400円)
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

～お知らせ～

※医療費が高額になったら

70歳未満の人で1か月の病院で支払う金額が高額になった場合は、自己負担限度額を超えた金額を町が病院へ支払う制度があります。

【申込方法】

保険証、印鑑を持って保健福祉課国民健康保険係（本庁）又は住民生活課保険係（支所）窓口でお申し込みください。

こんなときも

！出産育児一時金が変わりました

被保険者が出産した時に受けられる出産育児一時金の支給額が30万円から35万円に引き上げられました。

平成18年9月30日まで

1児につき 300,000円



平成18年10月1日から

1児につき 350,000円

